

# 第1章 介護保険制度における介護給付適正化の重要性

## 1 介護給付適正化が必要な事由

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことである。

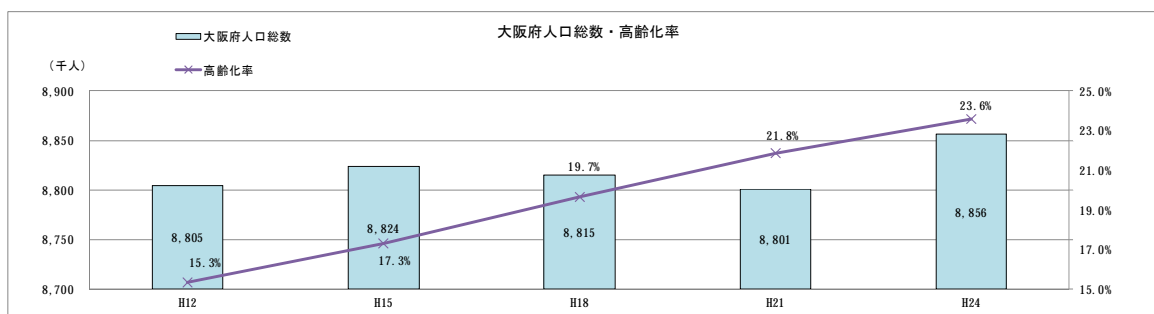
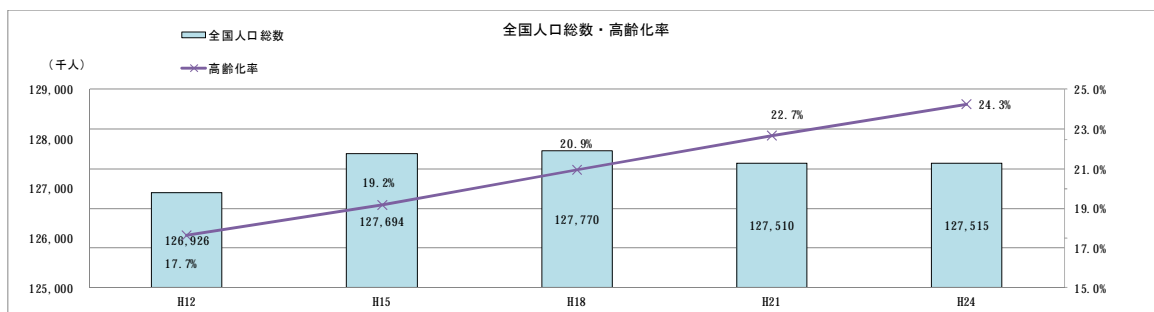
## 2 介護給付適正化の意義

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

## 3 介護保険制度の運営状況

### (1) 全国・大阪府の人口と高齢化率

高齢化率（高齢者数を人口で除したもの）は、制度開始当初の平成12年には全国では17.7%、大阪府では15.3%であったのが、平成24年には全国で24.3%、大阪府は23.6%となっている。高齢化の要因としては、出生数の減少といった全国的な状況に加え、大阪府固有の要因として、高度成長期に流入した団塊の世代が高齢化を迎えたこと、生産年齢層の流出が続いていることなどがあげられる。



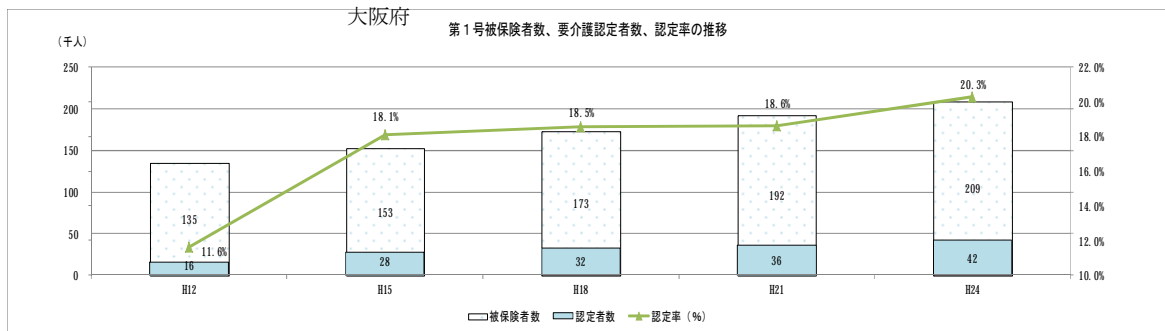
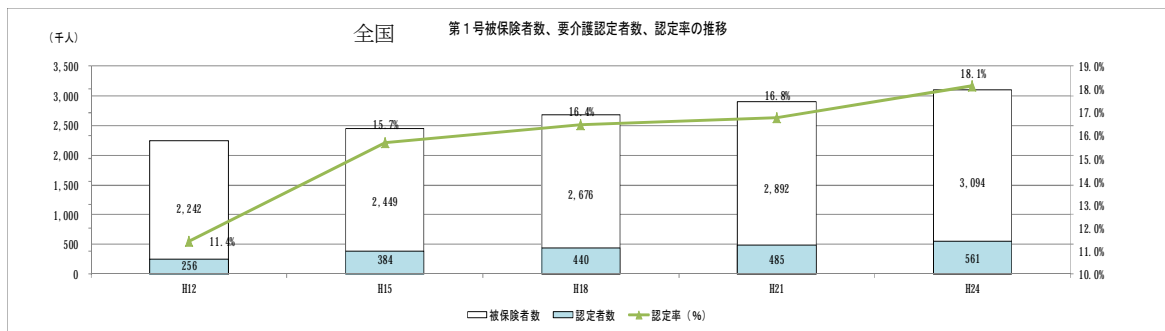
### (2) 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数の推移

全国の第1号被保険者数は、平成12年には2242万人であったのが、平成24年には3094万人となり、1.4倍に増加。大阪府では、平成12年には135万人であったのが、平成24年には、約209万人と、約1.5倍に増

加している。

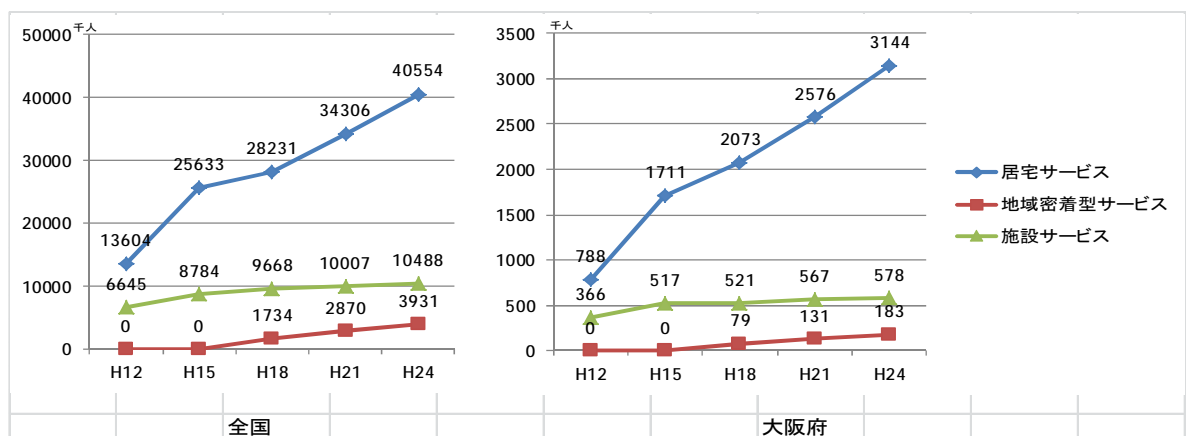
また、要介護（要支援）認定者数についてみると、全国では、平成12年に256万人であったのが平成24年に561万人となり、2.2倍に増加。大阪府では、平成12年の16万人から平成24年には42万人となり、2.7倍に増加している。

要介護認定率は、平成12年と平成24年を比べると、全国で6.7ポイントの増加、大阪府で8.7ポイントの増加となっている。



### (3) 介護保険サービス受給者数の推移

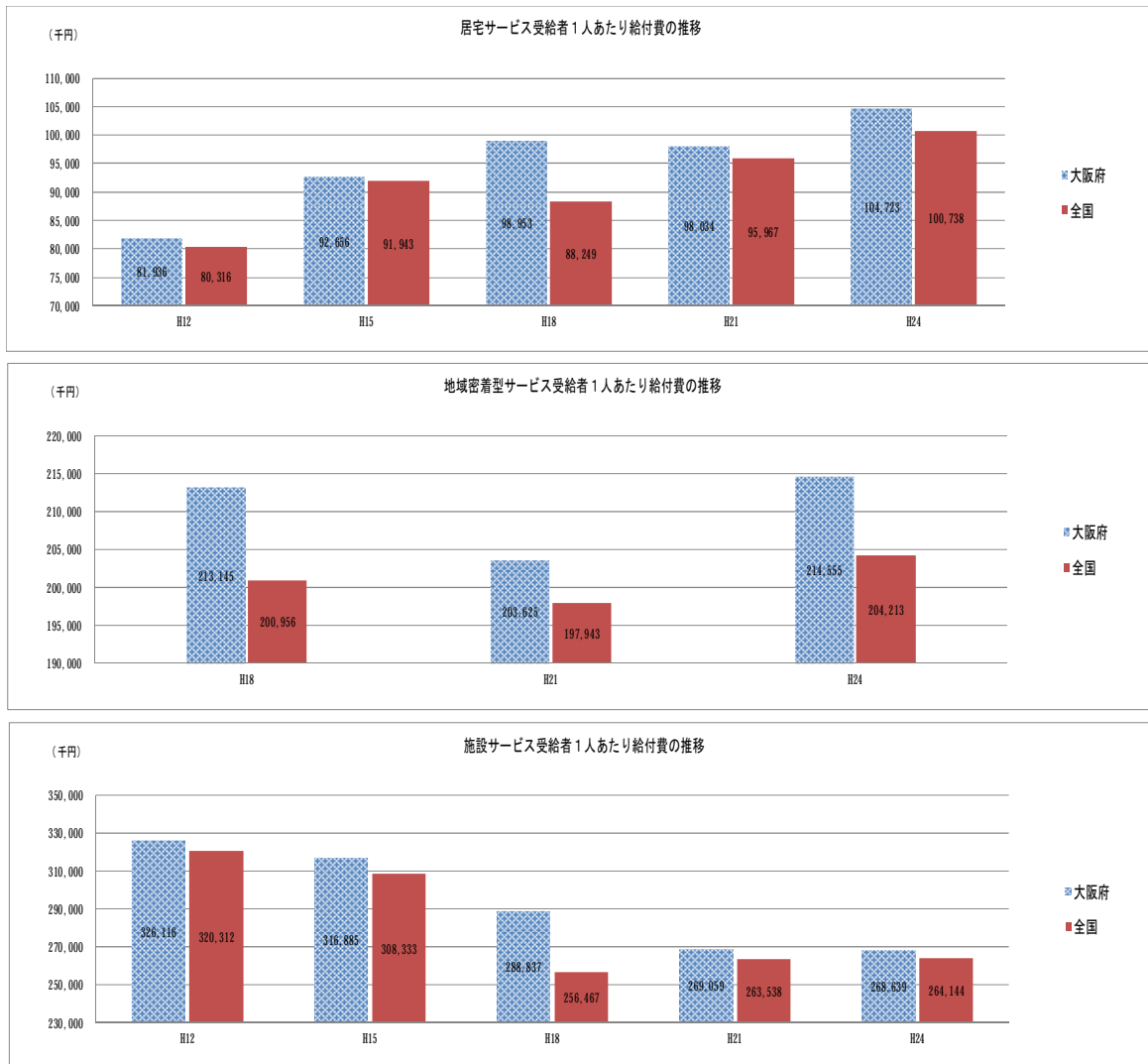
介護保険サービス受給者数（年累計）をサービス別にみると、居宅サービスの受給者数の伸びが著しく、全国では平成24年は4055万人で平成12年の3倍、大阪府では平成24年は314万人で平成12年の4倍となっている。



### (4) 介護保険サービス別受給者1人あたり給付費

受給者の1人あたり給付費の推移を、居宅サービス、地域密着型サービス、

施設サービスとも、大阪府は全国平均を上回る傾向であることがわかる。



#### 4 第3期大阪府介護給付適正化計画のねらい

大阪府では、今後、後期高齢者人口の急増が見込まれるとともに、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者及び単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加など「都市型高齢化」の進展が予測される。

このような中、要介護度が重くなっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが一層重要である。

また、介護給付費の増加が予測される中、各保険者は、介護ニーズをより精緻に把握し、一人ひとりの状態にあわせ、利用者が真に必要なサービスを適切に提供していくことにより、給付の適正化を進めていくことが求められている。

介護給付の適正化のために保険者が行う事業は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において自らの課題認識の下に進めていくことが重要である。

一方で、保険者の体制等にも差があり、また保険者単独では効率的・効果的に実施することが難しい取組みもあることから、大阪府が保険者の介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営に資するため必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで2期にわたり、介護給付適正化計画を策定し、大阪府と保険者が一体となって適正化に向けた戦略的な取組みを推進してきた。

さらに、平成26年6月25日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改正が行われたところであり、介護給付適正化の取組みの重要性はさらに高まるものと考えられる。

このため、本府では、国の『「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（平成26年8月29日付け老介発0829第1号）』（以下「国指針」という。）に基づき、府内市町村及び大阪府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）と共同して設置する「大阪府介護給付適正化計画評価検討会」（以下「検討会」という。）における検討を経て、「第3期（平成27～29年度）大阪府介護給付適正化計画（以下「第3期計画」という。）」を策定した。

本計画では、第2期に引き続き、以下の主要8事業を柱としつつ、第2期適正化計画の検証結果等も踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化の一層の推進を図ることとしている。

#### 【主要8事業】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修の適正化
- ④ 医療情報との突合
- ⑤ 縦覧点検
- ⑥ 介護給付費通知
- ⑦ 福祉用具購入・貸与調査
- ⑧ 給付実績の活用